

〈書評〉石井明・朱建榮・添谷芳秀・林暁光 編
『記録と考証 日中国交正常化・日中平和友好条約締結交渉』

(岩波書店、2003年8月)
定価(本体価格3,600円+税)

益尾 知佐子

はじめに

日中関係にとって2003年は祝福すべき年であった。1978年8月12日の日中平和友好条約の調印(発効は10月23日)から数え、25周年目に当たっていたからである。またその前年は1972年9月29日の国交正常化から数えて30周年であった。折から日本国内では、いわゆる情報公開法(2001年施行)によって請求に基づいて外務省文書の開示が可能となり、日中国交正常化のための共同声明と平和友好条約調印の交渉過程が明らかにされていた。本書は第一義的にはその記録を収録したもので、これに若干の関連文書を付け加え、当時の関係者の証言を多方面から集めた資料集である。また加えて、日中の第一線の研究者4名によって交渉過程の検証を行った論文集という性格も持つ。¹⁾

今日の日中両国の社会は、時にはむき出しの愛憎感情を衝突させながら新たな関係の構築を模索している。両国はあまりにも深い縁で結ばれており、望むと望まざるとに関わらず今後も共存していかざるを得ない。しかし周知のごとく、戦争の歴史とそれから生まれる各種のイメージは、しばしば亡霊のように現代の両国関係を迷走させている。今後の両国関係を構想していくにあたって、両国政府が苦心の末に生み出した1972年の日中共同声明と1978年の日中平和友好条約は、われわれが現在歩んでいる方向を頭上の北極星のように指し示している。いわば当時の歴史は日中関係において常に今日的な意義を備えているわけであり、本書は研究者が日中関係を再考する最良の糸口を提供している。それとともに、日中関係史や東アジア国際関係史を学ぶ大学生・大学院生にとって本書は最良のテキストである。本稿は以下において、本書を簡単に紹介し、日中関係史研究の問題点について若干の考察を行いたい。

1. 本書の紹介

(1) 構成

本書は、石井明氏による「はじめに」、それから「凡例」、「主要登場人物紹介」に続い

¹⁾ なお、本書に収録された日本側の外交文書については、情報公開法に基づく公開後すぐ、原カナ遣いのまま東京大学東洋文化研究所の田中明彦教授のホームページに掲載された(<http://www.ioc.u-tokyo.ac.jp/~worldjpn/>の「日中関係資料集」を見よ)。1978年7月から15回に及んだ日中平和友好条約締結のための代表団交渉の記録など、本書で割愛されている文書を参照したい場合、または内容分析等を行うためにデータ版テキストを使用したい場合などは、こちらが手軽であろう。

て、「記録編」「証言編」「考証編」の三編からなる。全434ページの重厚な構成である。読者は順番に読むこともできるし、日中正常化交渉、日台断交、日中条約交渉というようにイシューごとに読み進めても良いだろう。その構成を示すと、次の通りである。

<記録編>

第一部 日中国交正常化交渉

- 1 竹入義勝公明党委員長・周恩来総理会談
 - 2 田中角栄首相・周恩来総理会談
 - 3 大平正芳外相・姬鵬飛外交部長会談
 - 4 田中角栄首相・毛沢東主席会談
- [補] 日台断交関連
- 1 椎名悦三郎自民党副総裁・蔣経国行政院長会談
 - 2 蒋介石総統宛て田中首相親書

第二部 日中平和友好条約締結交渉

- 1 園田直外相・黄華外交部長会談
- 2 園田直外相・鄧小平副総理会談

<証言編> (*肩書きはいずれも当時)

第一部 日中国交正常化交渉

- 1 歴史の歯車が回った 流れ決めた周首相の判断——「特使もどき」で悲壮な決意の橋渡し (竹入義勝・公明党委員長)
- 2 橋本恕氏に聞く——日中国交正常化交渉 (橋本恕・外務省アジア局中国課長)
- 3 別れの外交のドラマ——日中国交正常化時の対台湾外交といわゆる「田中親書」をめぐる (小倉和夫・外務省アジア局中国課首席事務官)
- 4 1972年9月25日-28日の北京 (田畑光永・TBS記者)
- 5 印象深い周恩来総理の話——日中国交正常化前史として (西園寺一晃・当時北京在住)
- 6 歴史の新たな一ページが開かれた夜——毛・田中会談を再現する (横堀克己・朝日新聞外報部員)
- 7 田中総理訪中前の周総理の対日アプローチ (王泰平・北京日報日本特派員)
- 8 民間外交と政府交渉をつなぐレール (呉学文・新華社記者)

第二部 日中平和友好条約締結交渉

- 1 日中平和友好条約締結交渉の頃——四つのエピソード (中江要介・外務省アジア局長)
- 2 日中平和友好条約スクープの真相 (永野信利・東京新聞政治部記者)
- 3 中日平和友好条約締結交渉の最終段階 (張香山・中共中央宣伝部副部長、中央広播 {放送} 事業局局長 {閣僚級}、中日友好協会副

会長)

4 中日平和友好条約締結交渉のいきさつ (丁民・中国外交部日本課課長)

<考証編>

- 一 米中和解から日中国交正常化へ——錯綜する日本像 (添谷芳秀)
- 二 日華平和条約締結から日中国交回復へ——「二つの中国」政策から「一つの中国」政策への跳躍 (石井明)
- 三 1970年代の中日関係——中日平和友好条約の締結 (林暁光)
- 四 先人の開拓 21世紀への示唆——日中国交正常化と平和友好条約を再検証する意義 (朱建栄)

資料

- 日中共同声明 (1972年9月29日)
- 日中平和友好条約 (1978年8月12日)
- 日中共同宣言 (1998年11月)

(2) 「記録編」

この部分は前述のように、主として情報公開法によって開示された日中国交正常化・日中平和友好条約の日本側交渉記録文書をほぼそのまま採録している。両国の当事者は交渉の過程で多くの微妙な問題について直接かつ率直に意見を交換しており、文書からは緊張した臨場感が伝わってくる。興味深いのは、ここで取り上げられた論点の多くが今日でもなお日中関係における大きな争点として継続していることである。交渉の結果として調印された宣言や条約が重要であることは間違いないが、それらがいかなる意見交換を踏まえたどのような政治的配慮をもとに成立したのか、そしてどのような問題を残すこととなったのか、これらの外交文書が具体的に指し示す結果となっている。²⁾

第一部は、日中国交正常化の鍵となった4会談の記録である。最初の文書は田中角栄首相に国交正常化のための中国訪問を決意させたいわゆる「竹入メモ」である。国交正常化に積極的な田中内閣の成立後すぐ、1972年7月下旬に中国は竹入義勝・公明党委員長の訪中を要請し、竹入を田中の密使として遇して国交正常化に向けた中国側条件を提示した。全3回の会談で中国側が国交正常化のための共同声明案と日台関係に関する黙約事項案を明らかにし、正常化に当たっては戦争の賠償請求権を放棄すること、日米安保条約には反対しないことなどを伝えたことから、日本側は国交正常化の実現に向けて具体的な歩みを開始したのである。

次に取り上げられているのは、1972年9月下旬に田中総理一行が訪中した際の、首脳会談(全4回)と外相会談(全3回、加えて万里の長城訪問時の非公式会談)の記録であ

²⁾ もっとも、日本外務省文書の公開には問題も多い。先進国の中ではおそらく唯一文書の公開を定期化しておらず、省内で日々やり取りされた大量の文書に研究者が直接当たって検証を試みることはほとんど不可能である。請求によって開示されたものは、多くの文書の中のごく一部に過ぎない。

る。首脳会談では、共同声明の細目以外のテーマ、すなわち今後の日中関係の重要性、日米安保条約、中ソ関係などの国際問題や、台湾問題の処理の大枠などが話し合われている。特に問題化したのは、第1回の会談終了後に開かれた歓迎夕食会の場で日本の中国侵略に関し田中首相が「迷惑をかけた」と述べたことである（中国語で「添了麻煩」と訳された）。そのため第2回の会談は戦争賠償の問題をめぐるかなり緊張している。並行する外相会談では、正常化のための共同声明について実務的な交渉が行われた。ここでは日華平和条約の合法性の認識をめぐる、日中の戦争状態の終結と中国側の賠償請求放棄をどう表現するかが大きな問題となっている。ちなみに、平和友好条約であれほど問題化した「反覇権条項」については、共同声明作成時には日本側はあっさり受け入れている。以上の2交渉に続いて、本書は中国で部分的に公開された9月27日の田中首相・毛沢東主席会談の記録を収録しており、日米との関係改善を決定した当時の、毛沢東独特のユーモアぶりを伝えている。

なお第一部の末尾には、蒋介石に日中国交正常化を伝えた田中首相の親書を含め、日台断交関連の資料が収録されている。日中国交正常化の影に埋もれ、その裏側で発生した台湾との断交問題は通常あまり顧みられることはない。しかし実際には、日本の台湾問題処理はその後中国から高く評価され、米国や韓国が中国と関係正常化した際にもモデルケースとされており、重要な研究対象である。証言編に収められた関係者の回想録や考証編の石井論文も含め、これだけ日台断交に目配りした文献はあまり例がないのではないかな。

第二部では、日中平和友好条約の締結交渉で、1978年8月に園田直外相が訪中して案文の最終交渉を行った際の文書が収録されている。外相訪中に先行する7月、日本側代表团は中国で交渉を始めており、個別の問題については妥結に至っていたため、本書で取り上げられた会談ではいわゆる反覇権条項の処理が中心的課題である。条約締結交渉が長期化したのは、日本側が反覇権は国際関係の中で普遍的な概念であり、特定の国を念頭に置いたものではないと主張したのに対し、中国側はこの条項は特にソ連という「現実の脅威」(p.159)から出発するものだと強硬に主張し、この条約が第三国に対するものではないという留保(いわゆる第三国条項)をつけるのを拒否したためであった。最終的には第2回大臣会談で中国側が譲歩してこの条項を受け入れる。この文書の中では、中国側はしばしば条約の早期締結に対する強い意志を表明しており、一定の譲歩をしても早期締結を行いたい理由が発生していたのではないかと思わせる。なお、日中国交正常化当時は中国はベトナムに対して同情と配慮を怠らなかったが、この条約締結時には日本側にもベトナム批判をかなりぶちまけている。本書の直接のテーマではないが、当時の時代背景として、中国が当時なぜソ連やベトナムに対する非難を非合理的なまでに強めていたのか、多くの読者はやや不思議に思うだろう。

(3)「証言編」

本書に納められた回想(本人の執筆、聞き取りを含む)は、さまざまな立場から日中国交正常化と日中平和友好条約の締結に関係した人々のものであり、それぞれたいへん興味深い。例えば冒頭の竹入義勝は、前述した「竹入メモ」を作成した人物である。竹入は、田中首相と大平正芳外相が当時、国内的な理由から日中国交正常化に非常に慎重であったこと、自分は周恩来首相から密使のように取り立てられたものの、実際は首相からは何ら

の権限も与えられていなかったことを告白している。

それに続く橋本恕と小倉和夫は、外務省内部でそれぞれ日中正常化と日台断交に携わった人々である。正常化前から田中首相と大平外相の私的アドバイザーの役割を担っていた橋本は、日本外務省側の責任者として正常化交渉にも立ち会った。橋本は当時の外務省や自民党の多勢が台湾との断交を伴う中国との正常化に慎重だったため、日本にとって最大の課題は台湾問題の処理にあったとし、田中首相一行が訪中して中国側と折衝した際の雰囲気生き生きと描写している。外務省中国課で「田中親書」の起草に携わった小倉は、日中国交正常化を早期に順当に実現させるために台湾側の面子への配慮がほぼ唯一の課題であったと振り返っている。正常化に至る中国の対日政策に関しては、王泰平と呉学文が民間外交を政府間レベルに発展させようと奮闘した中国側の一連の動きを伝えており、中国側の政策決定構造をうかがい知ることができる。

条約締結についても、日中それぞれの立場からこれに携わった実務者や、交渉において「反覇権条項」が問題化していることをスクープした記者の回想が厳選されて収録されている。

(4)「考証編」

この部分では、外交文書や回想録の立場からやや距離を置いて、4人の歴史研究者が正常化と条約締結に関する問題点を考察している。添谷論文は、日中国交正常化と米中和解の記録文書を対比し、米中の指導者が世界大の戦略的観点から両国の和解を話し合っていたのに対し、日中交渉では日本側指導者に戦略性が欠如していたと指摘する。その結果、日本に対する強い警戒心を持つ米中指導者間の対話では、いわば日本を牽制するために日米安保条約の意義が確認されたのに対し、国内政治と国際法上の合法性に関心を集中させていた日本側は問題の戦略的意義に鈍感で、正常化交渉の時点では反ソ連盟的な色彩を持つ反覇権条項をいともたやすく受け入れている。

石井論文は、戦後直後以降の日中関係史を振り返って、主に中華民国の対日政策と日本の「中国」政策を考察する。その上で、日本が台湾との国交を維持し中国と関係正常化を行う「二つの中国」政策から、「一つの中国」政策へと跳躍し、最終的に日中国交正常化を行って台湾との民間交流を維持していく過程を描き出している。

林論文は、国交正常化後ほどなくして予定されていた条約締結が暗礁に乗り上げ、次に文革の終了と鄧小平の復活によって問題を打開する条件が整っていく過程を、主に中国側の立場から分析している。筆者の林暁光氏は中国では中共中央党史研究室に所属し、当時の中国側文献を部分的に閲覧することのできる恵まれた立場にあり、日中関係に関してこのような論文は他にあまり例がない。ただし残念ながら、筆者は中国の国内事情のためか脚注をわざと曖昧にしている部分があるように見受けられる。

朱論文は、主として日中国交正常化の過程を日中双方の視点から総合的に再検討し、台湾問題や歴史問題という難問について、早期国交正常化のために政治解決が図られたものの、日中双方の認識を十分にすり合わせるには足りなかったことを指摘している。そのため、歴史認識やODA供与問題など、今日に至る火種が残されることとなったという。

2. 日中関係史研究の問題点

以上の外交文書や関係者の証言を一読して印象深いのは、特に日中国交正常化交渉では日本が戦争終結の表現や賠償請求問題について国内的な政治状況を理由に中国側からかなりの譲歩を勝ち取っていることだ。日本側は、国内でなお台湾との関係を重視する勢力が強いこと、中国の賠償請求「権」の有無が日華平和条約問題および自民党統治の正統性にまで及ぶ問題であることなどを中国側に繰り返し細かく説明している。そして中国との国交正常化に積極的な田中政権が窮地に追い込まれることのないよう、中国側の理解と配慮を求めている。この点が強調されて見えるのは、ある程度は本書に収録された外交文書が主に日本側の記録であることに由来するだろう。しかし実際に、日中国交正常化によって日本側は台湾との外交関係を犠牲にはしたが民間関係は維持できたのに対し、中国側は多額の戦争賠償を放棄している。このような物質的な損失に加え、中国が自国の尊厳に関わる共同宣言の文言の部分で日本側の主張に歩み寄ったのは大きな譲歩である。ところが対照的に、条約締結交渉では中国は日本側の主張にほとんど耳を貸そうとしない。確かに反覇権条項は共同宣言にも盛り込まれているため、これから後退することは認められないという中国側の主張は一見合理的なのだが、だからといって第三国条項をも拒み続けた理由はさほど明らかではない。つまり本書から考察した場合、日本側がどのように交渉の争点を理解し、交渉でそれをどのように解決したかを理解することは比較的容易だが、なぜ中国側に譲歩できる時とそうでない時があるのかはよくわからない。

謎を解く鍵は、もちろん中国の政策決定者を取り囲む環境についてより深く分析を行うことにある。ただし実際はこれは手法的にはかなり複雑で、日本外交研究と同じようにはいかない。日本と比較した場合、当時の中国で外交政策決定に携わっていたのはごく少数の指導者たちである。国交正常化において対中世論が重要な役割を果たした日本と比べれば、(西園寺証言では周恩来が多少言及してはいるが)中国の世論は外交的にほとんど重要性を持たなかった。政府の対中政策立案に外務省という官僚機構が大きな役割を果たし、対中政策に関する情報が当事者の口から(デマも含めて)外部社会に漏れ出していた日本に対して、中国では指導者数名とそれを補佐する限られた実務者のみが対日政策に従事し、情報を入手することができた。

以上を前提にすると、情報公開があまり進んでいない中国の対日政策を分析するのは一見非常に困難である。ただし当時の中国の政策決定者が置かれた環境においては、ごく少数の指導者が対日政策だけでなく多くの外交問題と国内問題とを同時に処理しなければならない状況にあった。だとすれば、多くの問題に関する同時代の中国側の文書を相互に照らし合わせ、政策決定者がその時点でこれらに対し総合的にどのような「戦略」を考えていたのか、分析していく作業が不可欠である。また実際に、もちろんある程度選別を経たものであるが、中国では指導者の文集や年譜などの編纂が非常に盛んに行われているため、作業としても一定程度可能である。日本側と中国側の分析は、それぞれの国内事情に合わせ、かなり異なった手段をとらざるを得ない。

本書は日本外務省の文書を中心として日中国交正常化と条約締結の交渉過程を解き明かしたものであり、まとまりとして読める文書の形で中国側の文献を収録することには困難があったのであろう。しかし欲を言えば、中国側から見た対日交渉についての情報が不足

しているだけに、正常化と条約締結のそれぞれの交渉時期について、中国の政策決定者が置かれた国内的・国際的環境を特に考証編でより詳細に分析してほしい。³⁾ 林論文は以上の点に最も敏感だが、本書の全体を通して見ると、日中・米中関係改善の裏側で進行していた中ソ・中越関係の悪化についての分析がほとんどないことがやや悔やまれる。またさらに、両国の政策決定者が置かれた環境の違いを明確にするために、両国の政策決定構造を比較・検討する視点があっても良かったのではないか。

おわりに

最後に、本書から浮かび上がる日中関係の構造変容について、今日的な問題点を指摘しておきたい。「証言編」の方々も指摘しているように、国交正常化以前、日中間にはもちろん政府間関係は欠けていたが、中国当局は人民の仮面を用いて日本の民間人に積極的なアプローチを行い、中国当局と日本「人民」の間には比較的強い関係が築かれていた。いわゆる「人民外交」であり、日本の世論に訴える長年の戦術が功を奏して、日中国交正常化は日本では熱狂的な中国フィーバーをもって迎えられる。⁴⁾ ところが中国が日本との国交正常化に成功して政府間関係が築かれると、中国政府と日本の民間人との関係は徐々に希薄化していった。天安門事件後の日本政府の対応に見られるように、日中の政府間関係では一定の緊密さが継続したが、政府と両国の人民の間にはある種の断層が発生していったように思われる。ところが中国が本格的な経済発展を始め、世界市場の中に積極的に参入し始めた1990年代以降、日中間は新たな変容の時代に突入している。経済的相互依存の進展に伴って、日本と中国の民間往来が一気に拡大し、それに伴って両国の人々が直接衝突する機会が増え始めている。日中の政府間関係は近年ある程度の冷静さを保って維持されているが、珠海での集団買春事件や西安での寸劇事件、あるいは小泉首相の靖国訪問のように、本来であれば民間レベルの感情問題に端を発する問題が政府間関係に持ち込まれる事態が着実に増えている。両国の人民の間の矛盾の拡大を、これ以上放置し続けるのは適切であろうか。両国の政府と人々の関係を再構築するために、われわれは人民外交の役割を再評価すべき時に来ているのかもしれない。それは単に中国の政府が日本の世論に歩み寄るのを待つことを意味しない。日本と中国の人々がそれぞれの認識の中での確かな相手のイメージを築き、適切な関係を構築していくために、両国の政府がおのおの相手国の事情について適切な配慮を行い、また相手国と自国の人々に対し働きかけていく努力が必要となってきた。

³⁾ 推測を排除し議論をより正確にするには、中国の指導者が置かれた状況を説明するハイレベルな文書が中国側から大量に出てくる必要がある。中国外交部が2004年1月に外交文書の公開を開始したため、この点は今後大幅に改善される可能性がある (<http://www.fmprc.gov.cn/chn/zxxx/t58711.htm> を参照)。今回公開の対象となったのは1949年から55年までの文書、約1万点である。いずれも外交部の整理・選別を経たものであるため、敏感な問題についてどの程度の文書が開示されたのか現段階ではわからない。

⁴⁾ 国交正常化以前の日中関係における民間外交の重要性については、添谷芳秀『日本外交と中国1945-1972』慶應義塾大学出版会、1995年、参照。